

入 札 説 明 書

- ① 雑がみ等売払い（雑がみ規格外品5月分）
- ② 雑がみ等売払い（主要古紙5月分）

P. 1 ~ P. 4	本 文
P. 5 ~ P. 11	札幌市雑がみ等売払い要綱及び様式
P. 12 ~ P. 17	入札書等様式及び記載例
P. 18 ~ P. 21	契約書（案）

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

令和8年3月31日

令和8年札幌市告示第1441号に基づく入札等については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年3月31日(火)

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

電話番号 011-211-2928

ファクス番号 011-218-5108

Eメール seiso-junkan@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 売払い案件名

ア 雑がみ等売払い(雑がみ規格外品5月分)

イ 雑がみ等売払い(主要古紙5月分)

(2) 売払い品の仕様等

仕様書による。

入札説明書・仕様書等の交付場所は上記2の契約担当部局とする。

(3) 引渡し期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで。

(ただし、原則として土曜日、日曜日は引渡しを行わない。)

(4) 引渡し場所

中沼雑がみ選別センター(札幌市東区中沼町45-19)

(5) 入札方法

上記3(1)の件名ごとに、単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。)

ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種分類が「再生資源」に登録されている者であること。ただし、事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、その組合員の参加は認めないこととする。
- (3) 札幌市雑がみ等売払い要綱(以下「要綱」という。)第3条に規定する売払い条件を満たしていること。なお、この入札に参加しようとするものは、事前に要綱第4条の規定に基づき、資源物売払い条件確認申請を行う必要がある。(詳細は「5 提出書類」のとおり)
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 提出書類

上記4(3)にあるとおり、この入札に参加しようとするものは、要綱第3条に規定する売払い条件を満たしていることを証明するため、事前に、要綱第4条の規定に基づき、雑がみ等売払い条件確認申請を行う必要がある。

入札に参加しようとするものは、入札説明書5～8ページの「札幌市雑がみ等売払い要綱」を熟読の上、「雑がみ等売払い条件確認申請書(入札説明書9ページ)」に、入札説明書10ページに記載されている書類を添付し、上記2の契約担当部局へ持参、送付、又はEメールにより提出すること。提出期日については令和8年4月15日までとする。

6 入札説明書に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式4:入札説明書15ページのとおり)により、提出すること。

ア 提出期間

令和8年4月3日から令和8年4月15日まで。

イ 提出場所

上記2に同じ。

ウ 提出方法

書面は持参、送付、ファクス又はEメールにより提出すること。

(2) 回答について

原則として令和8年4月17日までに本市公式ホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 現地説明会

中沼雑がみ選別センター(札幌市東区中沼町45-19)

① 希望者に対しては令和8年4月10日に現地にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は令和8年4月7日までに上記2の契約担当部局に電話、ファクス、又はEメールで申し込むこと(様式等は問いません)。

② 現地説明会の事前の参加希望がない場合は、現地説明会は中止いたします。

- (3) 入札書の受領期限
令和8年4月21日16時（送付による場合は必着）
- (4) 開札の日時及び場所
- ① 雑がみ規格外品：令和8年4月22日9時45分
 - ② 主要古紙：令和8年4月22日9時50分
- (5) 入札書の提出方法
- 入札書は、様式1（入札説明書12、13ページのとおり）にて作成し、持参又は送付により提出すること。
- ア 持参により提出する場合
- 入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年4月22日9時45分開札〔雑がみ等売払い（雑がみ規格外品5月分）〕の入札書在中」または「令和8年4月22日9時50分開札〔雑がみ等売払い（主要古紙5月分）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- イ 送付により提出する場合
- 二重封筒とし、外封に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年4月22日9時45分開札〔雑がみ等売払い（雑がみ規格外品5月分）〕の入札書在中」または「令和8年4月22日9時50分開札〔雑がみ等売払い（主要古紙5月分）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札の無効
- 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
- 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (8) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状（様式2：入札説明書14ページのとおり）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本売払いに係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札
- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2：入札説明書14ページのとおり）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

8 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (4) 入札の取消し
 - 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
 - ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。
 - イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
 - ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (5) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約書（案）

入札説明書18～21ページのとおり

札幌市雑がみ等売払い、要綱

令和8年2月12日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市一般廃棄物処理実施計画に基づく雑がみの資源化において選別・保管された雑がみ規格外品及び主要古紙（以下「雑がみ等」という。）を適正に売却することによって、清掃事業を効率的に行う上での自主財源を確保するとともに、再生資源としての有効利用を図ることを目的とする。

2 雑がみ等を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、雑がみ再資源化業務により選別される雑がみ及び主要古紙の売却については、当該業務仕様によって定める。

(定義)

第2条 この要綱において「雑がみ」とは、「汚れた紙」以外の紙類をいう。「汚れた紙」とは、使用済みのティッシュ及び紙おむつ、軽くすすいでも汚れの落ちない紙をいう。

2 この要綱において「雑がみ規格外品」とは、本市の雑がみ選別施設において「雑がみ」から匂いの付いた紙類を取り除き、プレス加工したものをいう。

3 この要綱において「主要古紙」とは、本市の雑がみ選別施設においてプレス加工された新聞、雑誌、段ボール又は紙パックをいう。

(売払いの条件)

第3条 雑がみ等は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件（別紙資料）のすべてを満たすことのできる者に売却するものとする。

- (1) 雑がみ等を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。
- (2) 本市が予定する雑がみ等の売却量を、本市の雑がみ選別施設から確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。
- (3) 雑がみ等の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。

(4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。

(5) 次のいずれかに該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき
（売払い条件確認申請）

第4条 雑がみ等の買取りを希望する者は、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、雑がみ規格外品〔主要古紙〕売払い条件確認申請書（様式1）を提出するものとする。

（売払い条件確認通知）

第5条 環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第3条の条件に適合すると認められる者に対して、雑がみ規格外品〔主要古紙〕売払い条件確認通知書（様式2）を交付する。なお、確認通知書は、当該年度に限り有効

とする。

(売却先及び価格の決定)

第6条 売却先及び価格は、一般競争入札により決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い契約)

第7条 契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

2 契約期間は、原則として1月単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い量の確認)

第8条 雑がみ等の売却量は、契約期間中に本市の雑がみ選別施設から搬出される量とし、その搬出量は、搬出時に本市の雑がみ選別施設の計量所において簡易計量を行った後に、契約者が搬入した再資源化施設又は積替施設の計量所において計量し確認する。ただし、水分検出器により水分の含有量が12%を超えていることを証明できる場合には、超過した水分相当量を控除することができる。

(売却代金の徴収及び納入の期限)

第9条 循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した雑がみ等売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

2 売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から20日(当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日)とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

(札幌市雑がみ等売払い要綱－様式1)

雑がみ規格外品 [主要古紙] 売払い条件確認申請書

年 月 日

札幌市長

(申請者)

住 所

企業名

代表者

印

記

1 対象品目 (希望する品目の番号を○で囲ってください。)

(1) 雑がみ規格外品

(2) 主要古紙

2 添付書類

ア	再資源化を行う業者の納入証明書、納入契約書等 (自ら再資源化を行う場合は不要)
イ	大型免許証 (写)
ウ	車両車検証 (写)
エ	貯留場所を確認できる図面等
オ	道・市民税納税証明書
カ	財務諸表 (直近2期分)
キ	競争入札参加資格認定通知書 (写)

※ 当該申請に係る対象期間は、 年度分(年 月分まで)となります。

(担当者)

(連絡先) 電話 :

FAX :

備考 本様式は、電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

【別紙資料】札幌市雑がみ等売払い要綱第3条の売払い条件に適合することを証明する書類一覧

札幌市雑がみ売払い要綱 第3条 (個人又は法人で下記を満たすもの)	提出書類項目		具体的書類 (準ずるもので可)	選定基準	備考
(1) 雑がみ規格外品〔主要古紙〕を自ら再資源化又は、再資源化を確実に履行できるものに引き渡すことができる受入体制が確立していること。	ア	再資源化を行う業者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類（納入の相手先）	受入先の納入証明書，受入予定確認書，納入契約書等	再資源化を行う業者に納入実績があること又は、納入できることが確実なこと。	
	イ	搬送に当たっての車両及び人員が確保できることを証する書類	大型免許証（写）	〔搬送人員〕雑がみ規格外品は4名以上、主要古紙は1名以上	委託も可能⇒委託先の誓約書（ただし、委託先が本市競争入札参加資格者の場合は不要）、資格者免許証、車両車検証
		車両車検証（写）	〔搬送車両〕積載量20トン程度以下で雑がみ規格外品は4台以上、主要古紙は1台以上		
(2) 本市が指定する雑がみ規格外品〔主要古紙〕売却量を、本市の雑がみ選別施設から確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。	ウ	貯留場所が確保できることを証する書類	図面，借地証明等	雑がみ規格外品 ストックヤード概ね3,000㎡以上 主要古紙 ストックヤード概ね500㎡以上	
(3) 雑がみ規格外品〔主要古紙〕の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。		エ	納税証明書（法人市民税等）	納税証明書（道・市民税）	税の滞納がないこと。
(4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。	オ	財務諸表（直近2期分）	財務諸表（写）2期分 法人の場合⇒貸借対照表，損益計算書，余剰金処分計算書		
(5) 要綱第3条第5号各細目に該当しないこと。	カ	競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）（写）			

(札幌市雑がみ等売払い要綱－様式2)

札幌循環第 号
年 (年) 月 日

(申請者) 様

札幌市環境局環境事業部長

雑がみ規格外品 [主要古紙] 売払い条件確認通知書

年 月 日付けで確認申請のありました標記の件について、審査の結果、貴社が札幌市雑がみ等売払い要綱第3条に規定する売払い条件を有していることを確認しましたので、通知します。

記

1 確認通知書の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ ただし、札幌市雑がみ等売払い要綱第3条に規定する売払い条件を満たさなくなった時点でその効力は失われる。

入札書

入札金額 (1トンあたり)	百万	拾万	万	千	百	拾	円
件名	雑がみ等売払い (雑がみ規格外品 月分)						

上記の金額で買い受けたいので、仕様書等の書類を熟覧のうえ札幌市契約規則等を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住所
入札者
氏名 印

代理人 氏名 印

入札書

入札金額 (1トンあたり)	百万	拾万	万	千	百	拾	円
件名	雑がみ等売払い (主要古紙 月分)						

上記の金額で買い受けたいので、仕様書等の書類を熟覧のうえ札幌市契約規則等を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住所
入札者
氏名 印

代理人 氏名 印

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所

委任者 会社名

代表者

印

件 名 (該当件名に○印をおつけ下さい)

- ・ 雑がみ等売払い (雑がみ規格外品)
- ・ 雑がみ等売払い (主要古紙)

私は、上記の入札に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

備考1 代理人 (受任者) の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

入 札 書

希望金額の100/110の数字を記載してください。（1トンあたりの金額です。）

入札金額 (1トンあたり)	百万	拾万	万	千	百	拾	円
件 名	雑がみ等売払い（雑がみ規格外品 月分） または 雑がみ等売払い（主要古紙 月分）						

上記の金額で買い受けたいので、仕様書等の書類を熟覧のうえ札幌市契約規則等を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。
※開札日ではありませんのでご注意ください。

住所
入札者 氏名 印

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

代理人 氏名 印

入札1回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。

委 任 状

(あて先)
札幌市長

委任を受けた日付を記載してください。

※ 入札1回目から委任を受けた場合は、入札1回目に記載した日付以前の日付

※ 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日の日付

令和 年 月 日

住 所

委任者 会社名

代表者

印

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

件 名（該当件名に○印をおつけ下さい）

- ・ 雑がみ等売払い（雑がみ規格外品）
- ・ 雑がみ等売払い（主要古紙）

該当する件名に「○」印をつけてください。

私は、上記の入札に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

代理人の名前を記載し捺印してください。

受任者 氏 名

印

備考1 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

単 価 契 約 書

物 品 名 雑がみ規格外品（または、主要古紙）

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を
売主とし、（以下「受注者」という。）
を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

1 t あたり

1 契 約 単 価 金 円

ただし、契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含ま
ない金額である。

2 契 約 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 引 取 期 限 発注者の指定する時期

4 引 渡 場 所 発注者の指定する場所（中沼雑がみ選別センター）

5 契 約 保 証 金 「免除」又は「金 円」

6 そ の 他 の 事 項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の
うえ、各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

札幌市物品売買単価契約約款

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からの引取依頼に基づき、発注者が都度指定する引取期限までに物品を引取ったうえで、その売買代金（契約単価に第 5 条の確定数量を乗じて得た額に、第 4 条の物品の引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める率を乗じて得た額を加算した額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

- 第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（引取期限等）

- 第 4 条 受注者は、発注者から物品の引取依頼の通知があったときは、遅滞なく発注者が指定した場所で引渡しを受けるものとする。
- 2 物品の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

（数量の確定）

- 第 5 条 仕様書の定めによるほか、発注者から受注者へ指示があった場合は、公認の計量証明事業所に備えられた計量器又は発注者の指示した方法で計量した物品の数量をもって確定数量とする。

（売買代金）

- 第 6 条 受注者は、売買代金を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。
- 2 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（物品の引取遅延の承認）

- 第 7 条 受注者は、物品の引取りについて、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

（危険負担）

- 第 8 条 第 4 条の引渡しの前（第 7 条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第 9 条 受注者は、物品の引渡し後、物品の種類、品質又は数量に関して仕様書等の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、売買代金の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

物品—第 42 号様式 物品売払い単価契約約款（令和 4 年 8 月 10 日施行）

（談合行為に対する措置）

第10条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（事情変更）

第11条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

（契約の解除等）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 支払期限までに売買代金の全部又は一部を支払わないとき。

(2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 売買代金の支払いが不能であるとき。

(2) 売買代金の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 売買代金の一部の支払いが不能である場合又は売買代金の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

物品—第 42 号様式 物品売払い単価契約約款（令和 4 年 8 月 10 日施行）

られるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の 100 分の 10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる

（発注者に対する損害賠償）

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第 15 条 発注者は、契約期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 16 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 17 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。